

慶弔共済保険給付事業

受給対象

会員の資格を取得した日以降に発生した給付事由について受給対象となります。
また、ご夫婦ともに会員の場合については2人とも対象になります。

申請方法

「給付金申請書」(P.29)に必要事項を記入・押印のうえ必要書類を添付し、事務局にご提出下さい。結婚・出産・死亡の場合は「変更届・退会届」(P.27・P.28)を併せてご提出下さい。

※住宅災害保険金・傷病休業保険金・死亡保険金(会員ご本人)・重度障害および後遺障害保険金をご申請頂く場合は、別途「保険金請求書」が必要になりますので申請前に事務局までご連絡下さい。

※勤続祝金をご申請頂く場合は、給付金申請書に事業所印が必要となります。

請求期間

給付事由が発生した場合、当該年度内にご申請下さい。また、事由発生後3年以内にご請求いただかない場合は申請資格を失います。(保険法の規程による)

支給までの日数

申請の受付は、毎月15日締め月末支払となっておりますので、支給までに概ね最短15日から最長45日かかります。

給付金の返還

偽りその他の不正行為により給付金を受給した場合は、返還していただきます。

種類	給付事由及び対象者	必要な証明書類(コピー可)	給付金額
結婚祝金	会員が結婚した場合	婚姻年月日・夫妻の氏名・続柄の記載のある次のいずれかの書類の写し ●婚姻受理証明書 ●戸籍謄本 (戸籍記載事項証明書)	10,000円
※注1 出生祝金	会員又は配偶者が 出産した場合	出産日・会員と子の氏名・続柄の記載のある次のいずれかの書類の写し ●母子手帳 ●出生届受理証明書 ●家族全員の住民票 (続柄が省略されていないもの)	20,000円
就学祝金	会員の子供が 小・中学校に 入学した場合	入学日・学校名・保護者名などが記載された次のいずれかの書類の写し ●就学(入学)通知書 ●在学証明書 ●生徒手帳	10,000円

次ページに続く▶

種 類	給付事由及び対象者	必要な証明書類(コピー可)	給付金額	
勤続祝金	現在の勤務先において 該当年数を迎えた場合 (満年数)	●不要 ※給付金申請書に事業所印が必要	10年	5,000円
			20年	10,000円
			30年	15,000円
			40年	20,000円
傷病休業保険金	会員が傷病により 連続で14日以上、 勤務できなかった場合 (土日祝日含む)	傷病により欠勤を開始した日から最後 の日までの労務不能期間が記載されて いる次のいずれかの書類 ●入院期間が記載されている領収書・ 明細書 ●健康保険又は労働者災害補償保険の 傷病手当金請求書 ●休業を必要とする旨の医師の診断書 ●勤務表の写し など	10,000円	
後遺障害保険金	不慮の事故により後遺 障害の状態となった場合	●後遺障害診断書 ●不慮の事故の証明書	50,000円 以内	
重度障害保険金	疾病により重度障害の 状態となった場合	●後遺障害診断書	70歳以下	50,000円
			71歳以上	25,000円
火災等による 住宅災害保険金	損害の程度に応じて 支払額が異なる	●地方公共団体の発行する証明書 (り災証明書) ※座間市は消防本部予防課査察指導係 が担当	150,000円 以内	
自然災害による 住宅災害保険金	損害の程度に応じて 支払額が異なる	●地方公共団体の発行する 証明書(り災証明書) ●修理業者による見積書 ●損害箇所(修理前)の写真	45,000円 以内	
※注2 死亡保険金	会員が死亡した場合	死因、死亡日、続柄の確認ができるい ずれかの書類 ●死亡診断書・死体検案書	70歳以下	50,000円
			71歳以上	25,000円
	会員の配偶者が死亡した場合		20,000円	
※注3 死亡弔慰金	会員本人	死亡保険金請求書類と同じ	70歳以下	50,000円
			71歳以上	25,000円

●共済給付金は、全国労働者福祉・共済振興協会(全労済協会)の自治体提携慶弔共済保険給付の認定によります。

●座間市勤労者サービスセンター給付規程(P.42～)を参照して下さい。

※注1：出産祝金は、双子以上の出産でも同額給付となります。

※注2：死亡保険金は、疾病による死亡と不慮の事故による死亡が対象となります。自死や病名が無く死亡された場合は対象外となります。配偶者の死亡保険金給付にあたっては死亡事由や年齢を問いません。

※注3：死亡弔慰金は、センター独自の制度になります。対象は死亡保険金に該当とならない死亡事由(自死、病名の無い死亡(老衰、飢餓)など)となります。